

令和5年第2回知内町議会定例会

- ◎ 招集年月日 令和5年6月20日(火)
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 令和5年6月20日(火) 午前 9時30分
- ◎ 閉会日時 令和5年6月20日(火) 午後 1時13分

◎ 出席議員

2番	笠松悦子	7番	五十嵐捷爾
3番	松井盛泰	8番	木村一
4番	城地秀樹	9番	谷口康之
5番	山田顕人	10番	伊藤政博
6番	吉田峰一		

- ◎ 会議録署名議員 5番 山田顕人 9番 谷口康之

- ◎ 欠席議員 1番 成澤五郎

◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員

町	長	西山和夫
副町	長	大野樹
総務課	長	森永茂
生活福祉課	長	高田正志
保健センター	長	(高田正志)
地域包括支援センター	長	笠松さおり
税務会計課	長	佐藤辰治
産業振興課	長	南一貴
政策調整課	長	三原知明
建設水道課	長	澤田浩一
建設水道課主幹		牧野覚
教育	長	堂下則昭
教育委員会事務局	長	長谷川将之
スポーツセンター	長	(長谷川将之)
知内高等学校	事務長	南和敏
学校給食センター	長	(長谷川将之)
代表監査委員		西内貞治

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局	長	上野真吾
議事係		高田貴明

令和5年第2回知内町議会定例会議事日程

(第1号)

令和5年6月20日(火) 午前9時30分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 5番、山田顕人君、9番、谷口康之君
第 2	委員会報告 第 1 号	議会運営委員会報告について (委員長報告)
第 3		会期の決定について
第 4		議長の諸報告
第 5		町長の行政報告
第 6		追跡質問
第 7		一般質問
第 8	報告第 1 号	令和4年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越 について
第 9	議案第 1 号	令和5年度知内町一般会計補正予算(第2号)について
第10	議案第 2 号	令和5年度知内町水道事業会計補正予算(第1号)について
第11	議案第 3 号	令和5年度知内町下水道事業会計補正予算(第1号)について
第12	議案第 4 号	知内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部改正について
第13	議案第 5 号	知内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部改正について
第14	議案第 6 号	知内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す る基準を定める条例の一部改正について
第15	議案第 7 号	知内町子ども・子育て会議条例の一部改正について
第16	議案第 8 号	知内町介護保険条例の一部改正について
第17	議案第 9 号	知内高校体育館外部改修工事請負契約の締結について
第18	議案第10号	知内高校電灯証明LED化工事請負契約の締結について
第19	同意第 1 号	農業委員会委員の任命について
第20	同意第 2 号	農業委員会委員の任命について
第21	同意第 3 号	農業委員会委員の任命について
第22	同意第 4 号	農業委員会委員の任命について
第23	同意第 5 号	農業委員会委員の任命について
第24	同意第 6 号	農業委員会委員の任命について
第25	同意第 7 号	農業委員会委員の任命について
第26	同意第 8 号	農業委員会委員の任命について
第27	同意第 9 号	農業委員会委員の任命について
第28	同意第10号	農業委員会委員の任命について
第29	同意第11号	農業委員会委員の任命について
第30	同意第12号	農業委員会委員の任命について

第31	意見書案 第1号	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について
第32	議長発議	議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議長（伊藤政博）

おはようございます。

令和5年第2回定例会にお集まりいただきまして、ご苦勞様です。

欠席届のあった議員は、1番、成澤五郎君です。只今の出席議員数は、9人です。

定足数に達していますので、令和5年第2回知内町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議長（伊藤政博）

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、山田顕人君及び9番、谷口康之君を指名します。

● 委員会報告第1号 議会運営委員会報告について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第2、委員会報告第1号『議会運営委員会報告について』を議題とします。

議会運営委員会は、去る6月13日に開催されており、委員長からその内容について報告を求めます。

議会運営委員会副委員長 笠松悦子君。

◎ 副委員長（笠松悦子）

委員会報告第1号、議会運営委員会報告について。

令和5年第2回知内町議会定例会の議会運営について、別紙のとおり報告致します。

令和5年6月20日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

議会運営委員会報告書。

令和5年第2回知内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について審議した結果、下記のとおり運営することに決定致しましたので、会議規則第77条の規定により報告致します。

令和5年6月20日提出。知内町議会運営委員会委員長、成澤五郎代読。知内町議会議長、

伊藤政博殿。

記1、会議開催状況、開催日6月13日。出席委員、笠松、山田、吉田、谷口。欠席委員成澤。説明員なし。事務局、上野、高田。2、会期について。今定例会の会期は6月20日(火)から21日(水)までの2日間としたい。3、議事日程について。議事日程については、別紙配布のとおりである。なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。4、付議案件について。付議案件は、委員会報告1件、諸報告1件、行政報告1件、一般質問1件、議案10件、同意12件、意見書案1件、議長発議1件であります。5、議長の諸報告・説明員の出席について。議長の諸報告及び説明員の出席については、別紙配布のとおりであります。以上です。

◎ 議長(伊藤政博)

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

本日の議事は、只今、議会運営委員会委員長より報告があったように進めてまいります。

● 会期の決定について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第3、『会期の決定について』を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおり、本日から明日21日までの2日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から明日21日までの2日間に決定しました。

● 議長の諸報告

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第4、『議長の諸報告』を行います。

令和5年第2回知内町議会臨時会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職・管理職員の出席状況については、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

これで、議長の諸報告を終わります。

● 町長の行政報告

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第5、『町長の行政報告』を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。

これを許します。

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

皆さん、おはようございます。令和5年の知内町議会第2回定例会の行政報告をさせていただきます。

まず生活福祉課関連でありますけれども、渡島廃棄物処理広域連合の動向についてであります。令和5年5月26日(金)に第1回臨時会が開催されております。議案としてまず選挙第1号として議長の選挙についてであります。これについては北斗市の白戸昭司氏が原案どおり可決をされております。次に選挙第2号でありますけれども、副議長の選挙について森町の斉藤優香氏が原案どおり可決をされております。次に発議案第1号であります。議席の指定についてでありますけれども、原案どおり可決をされております。同意第1号については、副広域連合長の選任につき同意を求めることについてであります。北斗市の工藤実氏が原案どおり同意をされております。同意第2号については監査委員の選任につき同意を求める事についてであります。松前町の齊藤勝氏が原案どおり同意をされております。以上であります。どうぞよろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、行政報告を終わります。

● 追跡質問

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第6『追跡質問』を行います。

追跡質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

質問がないようですから、追跡質問を終わります。

● 一般質問

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第7『一般質問』を行います。

一般質問は会議規則により、予め議長に通告のあった者より行います。

発言を許します。

5番、山田顕人君。

◎ 5 番（山田顕人）

若年層が求める企業誘致についてということで、ご質問させていただきます。

昭和53年に三洋食品株式会社が、知内町の企業誘致第1号として操業を開始しました。当時は出稼ぎされている方が多く、残っていた女性の仕事をする場所をつくるために何かないかという事で、水産加工場の企業誘致を進めたところ、三洋食品さんに来てもらえたというのを聞いております。その時代のニーズにあった企業誘致を進めていたと思われませんが、

今現在は、若者が町外への流出が見られ町内で若い人の就職先が無いという声が多く聞かれます。私的には町内には1次産業をはじめ仕事は沢山あり、人手不足に陥っている企業は多く見られますので一概には言えませんが、若年層が選択しないのが現状です。では「町外流出を少なくするためにはどうしたらよいか」ということ、やはりこの時代に合った企業誘致が得策だと思うのですが、今後の施策展開として企業誘致を進める考えはありなのか町長にお伺い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

お答えをさせていただきます。これまで当町において、企業誘致の状況は昭和52年に三洋食品をはじめ、北海道電力、あすなろ福祉会、コープさっぽろなど様々な事業体を誘致し、雇用機会の拡大や産業の活性化につなげてきました。

企業誘致のメリットは、地域の雇用機会増えることや支店・工場を誘致するだけでも地元の雇用環境の改善、周辺事業の発達などによる地域の活性化につながります。また、税収と地元への人口流入が期待でき、さらには移住・定住のきっかけにもなり、町づくりの発展につながっていくことになると思われます。

知内高校卒業生の過去3カ年の進路の状況をみると就職35%進学65%で大半の生徒は、個々の将来の目標に向かって、就職或いは進学のため高校卒業とともに町外に出ていきます。就職者のうち、町内で就職したものが13%程度であり、ほとんどの生徒が町外へ就職している実態がございます。そこで、担い手対策協議会の取り組みとして知内高校1年生を対象としたソクラテスミーティング、2年生を対象にした企業説明会を開催し、身近な産業や企業の魅力・実態を知ってもらうことにより、将来の就職先の選択肢として関心をもってもらう機会を設けております。

企業誘致に対する考え方として、地域の基幹産業の強みを生かしたアプローチが必要であり、もともと地元にある豊かな自然、農業や漁業などの1次産業など、魅力ある地域資源を生かして人を呼び込んだり、誘致した企業の事業をふるさと納税事業に紐づけたりすることで、町内産業との波及効果や活性化に結び付けることができるものと考えております。また、町民の生活環境の課題を企業誘致により解決していくことも重要であり、「買い物する場所がない」「診療所がない」「交通移動手段がない」などの町民が感じる課題や、地域産業が抱える「担い手不足」「高齢化」などの課題を企業誘致によって協働で解決することも企業誘致の手法として考える必要があります。

現在、町内では各産業において人出不足の状況を抱えており、「まちへ新しい人の流れをつくる」施策として、地域おこし協力隊の募集やふるさと創生事業では、企業支援として新分野・新商品開発支援事業、雇用確保のための短期就労者受入れ支援事業や社宅整備支援事業など様々な事業に取り組んでおります。また、移住・定住を目指した、しりうち暮らし促進事業や安心して子育てができる環境づくりを目指した教育費無償化事業など、人口流出を食い止める町づくりを実施しております。

このような様々な町づくりの施策を展開しながら、企業誘致については若者ニーズに対応した企業誘致も大事でありますけれども、現在町内産業の各分野において人材不足による担い手の確保も課題であり、既存事業者との共存や、これまでの企業誘致における経過をみ

ると、町が財政支援している事例があるなど企業誘致における課題があげられます。これらの課題と向き合いながら、町づくりの一環として定住人口の維持を目指しつつ、当町の恵まれた自然環境など、地の利を生かし、地場産業や既存事業者との連携により相乗効果が生まれ、且つ将来の町民の生活環境・就労環境の改善につながる企業を誘致したいと考えております。以上であります。どうぞよろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、山田君。

◎ 5 番（山田顕人）

町内の各産業が人手不足、担い手不足になっていることは、冒頭で私も言っているんで理解はしています。既存事業者への支援施策は1番重要なところなのかなと思っています。地域おこし協力隊や知内高校のソクラテスマーケティング、企業説明会、夏休み期間のアルバイト等、大変有意義な取り組みなのかなというふうには思っています。今後に繋がってもらいたいという期待もあります。しかしながら、なかなか選択肢されていないのがやはり現状なのかなというふうに思っております。まちづくり総合計画では、企業誘致の推進や誘致活動といったことが計画されております。ものづくり産業振興条例での課題はあるものの、町のホームページを見ても一切企業誘致に関する事は掲載されておられません。交通の利便性や地域的なもので企業誘致が諦められたのかなというふうに、私実感しているところなんですけれども、実際、町長諦められたんでしょうか。その辺りちょっとお聞きします。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

まちづくり総合計画でもサテライトオフィス、これはひかり回線ひかりファイバー網ですね、これを活用した企業誘致ということで、まちづくり総合計画でも謳っております。例えばなんですけど、北海道の報道等によりますと、北海道で21年の結果なんですけども、北海道に新たに進出してきた企業が24件。その内札幌を目指す企業が半分以上あるという、あと12件が道内の何処かに多分企業誘致されている状況もありますし、サテライトオフィスに関しては、110件の申し込みの中で札幌にやっぱり半分以上ということで、それらの散らばっている所を知内にと活動に繋げていくことは可能だと思いますけれども、ただその情報、町と北海道の連携がまだしっかり出来ていない状況でありますので、そうした情報を共有しながらどんな企業が北海道を目指して考えているのか、そういう情報も取り入れながら、これから進めていけば良いと考えております。今までもデータセンターの誘致ということで、北海道と九州が更に今までは電気の送電網だとか、造成地だとかにある程度の補助をしていたものが、建屋にも補助を拡大するというお話があつて、知内に誘致するとすればどんな条件があるのかということで、担当に調べて頂いた経過もありますし、ただなかなかそれが実現可能かということになれば、難しいということ。ただ千歳でラピタス、誘致が成功して今そこに工事関係者プラスアルファで6千人集まるそうです。それで関連町村も住宅の整備ということで、それぞれ勢いづいている状況があります。そういう面では単町だけで誘致するという事よりも、函館市遠近にある程度のそういった大きな拠点があれば、またそれに周辺自治体がそこに通勤するだとか、環境が近くなっていますので、そう面でのメリットも出てくるだろうと思います。ただ山田議員も冒頭の質問で謳っているように人手

不足、町内もごさいます。そういう面である程度の企業に来て頂いた、かといってそこに就労して頂ける方々が不足するというのであれば、なかなか企業も来ないというのが現実課題だと思っています。そういう面では今後の対応として人口が減少すれば、どうしても需用の減少が出てくるという状況もありますし、労働力も減っていく中で労働者の企業ですね、企業というのは大変苦しい状況に追い込まれるだろうと思います。そういう意味では地場の特性を生かした産業の育成という事とまた企業誘致にあわせた、企業誘致関連のですね、そうしたものが有効的になるのかなと思っています。今、海の方でも1件進んでいる経過、そして過去にいろいろ町の状況を考えてお断りした経過もありますし、それらも今後どういう課題をクリアして企業誘致に繋げるかという動きは一生懸命させて頂いて、あと北海道電力とも話をしているのは、再生可能エネルギー日本海から本州に送るケーブルが北本連系だけでは間に合わないということで、30年度にまで200万キロ、工事が進むんだろうと思います。ただもったいないのはせっかく北海道全体で再生エネルギーの供給量が適地だと言われていきますし、これから洋上風力、太陽光発電、それらの再生可能エネルギーが出てくるんだろうと思います。それらをなんとか北電のある地、知内で再生エネルギーから水素を作ったり、いろんな状況を見ながら北電とも事ある毎に話はさせて頂いておりますけれども、なかなか今水素の作る単価、再生エネルギーで作って合うかという事になれば、なかなか合わない。ただそれは日本中何処でも今試験的に動いているという状況もありますし、将来的には水素に転換していくのかなという自分的な思いもありますので、そこは力を入れて根気よくまた北電がこの地に残って頂く為にも、次のステップとして重要な事項だと考えております。ただほんとに根本は企業誘致をして知内町の事業者を圧迫するような誘致では駄目だと思っていますので、その辺を加味しながら、これから進めて参りたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、山田君。

◎ 5 番（山田顕人）

今町長言われたように、いろいろと再生エネルギーの関係だとか、その辺りで企業誘致出来ればというところもあるんでしょうけれども、ただ私が言っているのは、今現在の知内町内の産業さん、事業者さんがやはり土地柄もあるのかもしれないですけども、知内高校生には選ばれていない、若い人達にも選ばれていないというのが現状なのかなというふうに思っています。

そことバッティングしないような何か若者向けのというよりもね、何か人気のあるような企業に来てもらえればなというような思いではあります。私の思いというか考え方間違えているのかもしれないですけども、ちょっと言わせてもらいますが、前にも言っております、知内高校の生徒が毎年60名前後入学してきます。そして60人前後が卒業していくという流れになっていて、先程、町長冒頭の方で言われていましたけれども、その中で就職が35%、20人程度だと思います。その20人程度の内の13%が町内に残るということで、恐らく2、3人の話なんでしょうね。その辺り、そこに力を入れていかないのかなって、ほんとにチャンスをミスミス逃しているのかなというふうに思っているんですけども、その就職の次の段階ですよ、今度結婚です。ここ何年間はコロナの関係で出来なかった部分はあるんでしょうけれども、例年でいけば大体年1回の婚活パーティーやられてたかと思うんですけども、そこをもう少し工夫しながら充実していってほしいなという部分、なんでかって言いま

すとね、結婚の次に行くのが出産、子育てという形になってきます。そちらの方は今、町長が力を入れている部分かと思うんですけども、若年層がですね、やはり定住してもらえないと恐らく子どもの数が少なくなるというよりも、子どももいなくなっちゃうのかなど、極端な話をすると。そこら辺にやはり、どうして出産、子育ての方にはどうしても力が入ってる部分は分かるんです。ただ若い人達の定住、結婚と、そこにもう少し力を入れていくとまたバランスが良くなるというか、力を入れていければ本当に良いのかなというふうに私は思っているところなんですけれども。その辺り注力して頂きたいという事ではあるんですけども、私の思いなんですけれども、その辺り町長何か答弁あればお願いします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

今言われているのは、異次元の子育て対策ですか、国の方で一生懸命進めている企業への賃上げ。自分もそうだったように給料として入ってくる、稼げば稼ぐだけ入ってくるという環境があれば使わさるという、その安心感に過去は、そういう中で平成10年をピークに進んできたんだろうと。ただ今、その安心感が無い、なかなか一生懸命稼ぐんだけど安定した給料が入ってこないという状況が1番大きい、そして少子化、人口がどんどんどんどん減っていく少子化の中で、労働力不足だとか、いろいろ関連して今のような状況になっているんだろうという判断をしているし、自分もそう感じております。それで今まで子育て環境の整備ということで子育ての応援ということでいろいろやって来ましたがけれども、以前も言わせて頂きましたけれども、それはあくまでも子育ての人生の中でのストーリーというか、その中で子育て環境での支援なんです。議員今言われるように、じゃあその前、結婚に至るまでの経過というのは、コロナでなかなか対応出来ませんでしたけれども、ただ今言われ初めているのは、やはり生き方の多様性で結婚結婚だけどうなのかと、そこで人口対策を補おうというその考え方も今否定的な報道も随分出ているなという思いをしております。そういう意味では、先程言うように働く環境、子育て環境に安心して繋がるものとして何を今の若い子ども達が望むのかということになれば、やはり自分達がスキルアップできる環境を望む、それが地元になれば当然出て行くという環境になるだろうし、1回出て行けばなかなか戻るといことは厳しい環境になるというのは、間違いないだろうと思いますし、現在13%という数字の中で3名、知内町内に残って頂きましたけれども、役場でも2名募集をかけました。ただ残念なことに1名だけが役場に就職して頂いたという経過もあります。あとは企業それぞれ1名ずつ就職しているんですけども、ただ去年の例を見ても地元でせつかく就職して頂いたんですけども、やはり出張だとかいろいろある中でどうしても地元に残る方々というのは、家族優先なんですね。家族と一緒に生活したいというか、やっぱりこの地でなんとか生活したいという思いがあって近くに就職を求めんですけども、なかなかそうした環境が自分に合わないということで出て行かれる方も多いですし、ちょっと最近聞いているのは、家族で子育ての為に函館に高校進学をした課程の中で一緒について行って拠点を移してしまうという状況もありますし、なかなかこれは厳しい環境なんだろうなと思っています。高校生のアンケートでも知内町に戻ってくる可能性として希望しないが81%です。このアンケートを見てもなかなか子ども達の望むような環境づくりというのは厳しい。かといって就職先は無い訳ではない、選ばなければ、それぞれの約束された給料で補償もされています

し、地元に住みたいということであれば選んで頂けるような環境は多々有るのかなと思って
いますけれども、ただそれが自分の望む姿なのかということになれば1度出てみて、それが
良い方向に転べばそのまま居る、ちょっと挫折だとか、いろいろ自分的な考えが揺れれば地
元に帰ってまた再就職という場面も逆にある訳ですから、これからは故郷を大切にしながら、
環境の中でどういうそうした子ども達が望むような環境づくりをしていくかということは、
やはりその賃金にも影響してくるだろうし、そういう意味では国が今固定資産税の法人税の
免除だとかいろいろ軽減しながら賃上げを要求していますので、じゃあ知内町として何が出
来るのかということになれば、固定資産税の免除だとか、会社の税の免除だとか、そういう
所に踏み込むこともこれから先考えられるんだろうと思います。ただその為にはやはり財源
が必要ですので、もう少し町で稼いで財源的なものが安定すれば、そういう政策にも転換出
来るだろうと考えております

◎ 議 長 (伊藤政博)

5番、山田君。

◎ 5 番 (山田顕人)

今町長言われたように、なかなか難しい所は有るんだろうというところではあるんでしょ
うけれども、若者向けのものであったり、町外町内事業者とバッティングしないような企業
の誘致という中を本来でいくと幾らかずつでも進めてってもらいたいというほんとは気持ち
なんです。今先程言いましたけれども、ホームページにも何も載っていない、多分政策的に
は空っぽの状態なのかなと思うんですけども。何か企画していってぶら下げる物があるのか
どうなのかその辺分からないですけども、そこを少しPRして町内の知内にあったような企
業と言いましょうかね、連携できるものというようなそういう企業の誘致の仕方もあると思
うので、その辺り何も無いんであればほんとに何も出てこないの、やっぱりPRが大事な
のかなというものと、どういう形でといういろいろ考えはあるんでしょうけれども、その
辺り少し充実してもらって、企業誘致に繋げてってもらいたいなという私の気持ちなんです
けども。ただ今後の第七次の方も今総合計画を立てられると思いますけれども、そちらの
方には企業誘致の関係は入れるつもりは、今の時点で有るかどうなのかその辺りお聞きしま
す。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

その辺は入れていくべきだと思ってます。ただ先程言うようにやはり地元事業者を圧迫す
るような企業誘致というのはなかなか厳しいところがありますので、それは避けていきたく
なと考えております。

それと1回目の答弁で申し上げたように買い物をする場所が無い、診療所が無い、交通移
動手段がないという、これは町民が1番望むところなんで、これを絶対担保しなきゃなら
ないだろうと考えてますので、その辺もしっかり担保しながら、また地元の企業を圧迫しない共
同でいろんな刺激あいながら発展するような企業誘致をこれからまたしっかり考えながら
進めていくべきだろうと思ってますので、その辺はしっかりやっていきたいと。

◎ 議 長 (伊藤政博)

5番、山田君。

◎ 5 番 (山田顕人)

分かりました。今後とも企業誘致の辺りを少し力を入れて行って欲しいなという気持ちで私の一般質問を終わらせて頂きます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

これで、一般質問を終わります。

只今町長から、本定例会に上程しております議案について、説明したい旨の申出がありました。

これを許します。

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

それでは、令和5年第2回定例会上程議案の説明をさせていただきます。

議員の皆様には、大変お忙しい中、令和5年第2回知内町議会定例会にご出席を頂き誠にありがとうございます。

今議会に上程させて頂いておりますのは、報告1件、議案10件、同意12件であります。

報告第1号、令和4年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越については、9款消防費で、知内消防署消防ポンプ自動車購入費分として渡島西部広域事務組合負担金3,370万4千円を令和5年度に繰り越すものであります。

議案第1号の令和5年度知内一般会計補正予算(第2号)については、歳入歳出それぞれ6,026万円を追加し、総額を46億1,477万4千円とするものであります。補正の主な内容は、民生費の電力・ガス・食料品等の価格高騰支援関係事業費に2,452万5千円、教育費の高校海外研修助成金に1,040万円の追加が主なものであります。議案第2号の令和5年度知内町水道事業会計補正予算(第1号)については、収益的支出に60万円の補正、資本的収入に1,760万円、支出に2,450万円を補正するものであり、ケーラ沢橋水道添架管布設工事及び中の川港橋仮設水道管布設工事に係わる補正の追加が主なものであります。議案第3号の令和5年度知内町公共下水道事業会計補正予算(第1号)については、資本的収入に1,015万円、支出に690万円を補正するもので、マンホールポンプ所更新工事に係わる補正の追加が主なものであります。議案第4号の知内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については基準の一部を改正する省令の施行により、関係条文を改正するものであります。議案第5号の知内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。議案第6号の知内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。議案第7号の知内町子ども・子育て会議条例の一部改正については、いずれも子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により関係条文を改正するものであります。議案第8号の知内町介護保険条例の一部改正については、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置に関し、厚生労働省から事務連絡による取扱いが排出された為、関係条文を改正するものであります。議案第9号の知内高校体育館外部改修工事請負契約の締結については、知内町工事請負条例第2条第2項の規定に基づき、指名競争入札に付した知内高校体育館外部改修工事について請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるものであります。議案第10号の知内高校電灯照明LED化工事請負契約の締結については、知内町工事請負条例第2条第2項の規定に基づき、指名競争入札に付し

た知内高校電灯照明LED化工事について、請負契約を締結したいので議会の議決を求めるものであります。

同意第1号から同意12号までは、農業委員会委員の任命についてで、推薦8名、応募4名の計12名ですが、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。議案の内容につきましては、担当課長の方から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。以上で終わります。

● 報告第1号 令和4年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第8、報告第1号、『令和4年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

報告第1号、令和4年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和4年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越について別紙のとおり報告する。4ページをご覧ください。

令和4年度知内町一般会計繰越明許費繰越計算書です。3月の定例会で、繰越の議決を頂きました9款1項消防費で湯の里地区に配備される消防ポンプ自動車更新にかかる渡島西部広域事務組合負担金として3,370万4千円の繰越となりましたので、ご報告致します。以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

報告の案件であります。質疑があれば、特に許したいと思いますが、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、報告第1号はこれで終わります。

● 議案第1号 令和5年度知内町一般会計補正予算（第2号）について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第9、議案第1号、『令和5年度知内町一般会計補正予算（第2号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

議案第1号、令和5年度知内町一般会計補正予算（第2号）について。

令和5年度知内町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,026万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億1,477万4千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正です。第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

それでは、歳出から政策調整課関係からご説明します。

◎ 議長（伊藤政博）

政策調整課長。

◎ 政策調整課長（三原知明）

政策調整課関係になります。14ページをお開き下さい。

2款総務費、1項総務管理費、11目自治振興費に549万2千円を追加し、2億8,404万1千円とするものです。これは、現在函館バスが運行しております路線バスに関しまして、今年10月からの小谷石線の小谷石・知内出張所区間の廃線や木古内・松前線の運行便数の減に対応しまして、地域公共交通として町が運行しますデマンドバスの運行形態を拡充し、小谷石線沿線の地域住民をはじめ、公共交通利用者の町内外への移動手段を持続的に確保する為、追加的に必要となる運行経費を補正するものです。10節需用費では、消耗品にて手すりの設置やチケット印刷費として24万円を追加、燃料費に車両用燃料費として45万円を追加、12節委託料では、デマンドバス運行委託料として453万7千円を追加、またLINEアプリでの予約を可能とするための委託料として11万円を追加、13節使用料及び賃借料では、先程の予約アプリ利用料として7万円を追加、17節備品購入費では、既存の町が所有しますワゴン車を利用する2台体制となりますので、新たに利用する車両へのドライブレコーダーを取り付ける費用として8万5千円を追加するものです。詳細につきましては、説明資料の3ページ、4ページを後程ご参照願います。以上で政策調整課関係の説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

次に、生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（高田正志）

生活福祉課関連です。タブレット20ページをご覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に2,452万5千円を追加し、1億1,249万2千円とするものです。3節職員手当等から18節負担金補助及び交付金までにつきましては、知内町住民税非課税世帯支援事業と医療施設物価高騰対策支援事業等に係る補正分として追加するものです。これらの事業について説明しますので、説明資料の6ページをお開き願います。令和5年度医療施設物価高騰対策支援事業ということで、物価高騰による負担増を踏まえ、町内の医療施設に対し、1施設当たり10万円の支援給付をするものです。昨年度実施した道事業の対象としていなかった知内診療所、知内町歯科診療所、西根歯科医院の3施設に対して給付します。事業費は30万円、財源は全て国費となります。引き続き説明資料の次のページをご覧ください。令和5年度知内町住民税非課税世帯支援事業です。電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への負担が大きい低所得世帯に対し、1世帯あたり3万円の支援給付をするものです。対象者は基準日におい

て住民登録があり、令和5年度の住民税が非課税である世帯です。対象世帯は760世帯を見込んでおります。事務費は職員手当等から負担金補助及び交付金まで2,412万6千円、財源は国費が1,592万5千円、町（一般財源）が820万1千円となっており、この町（一般財源）分については、今後国費が追加交付される見込みです。議案20ページにお戻り願います。

補足ですが、12節委託料には、先程説明しました事業の他、北海道が事業主体となり、住民税均等割課税世帯に1万2千円を支給する事業があるのですが、その事業の対象者を抽出する為のシステム改修費9万9千円も含まれております。

次に21ページです。4目心身障害者特別対策及び母子等福祉費に127万円を追加し、1億9,291万6千円とするものです。19節扶助費に不足と見込まれる額を追加するものです。

次に22ページです。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費に23万4千円を追加し、1,767万6千円とするものです。22節償還金利子及び割引料に令和4年度出産・子育て応援交付金事業の額の確定に基づく返還の為の追加です。

次に23ページです。2目児童措置費に345万5千円を追加し、1億5,197万2千円とするものです。11節役務費及び19節扶助費は、子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る補正分として追加するものです。この事業について説明しますので、説明資料8ページをお開き願います。令和5年度知内町低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業ということで食費等の物価高騰の影響を特に受けた低所得の子育て世帯を見舞う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するものです。対象者は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育する方であって以下のいずれかに該当する方です。1、令和4年度に支給された子育て世帯生活支援特別給付金を受給された方。2、令和5年度住民税均等割が非課税の方。3、令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税均等割が非課税相当収入となった世帯。対象世帯は35世帯55名を見込んでおります。事業費は役務費から扶助費までで277万円、財源は全て国費となります。議案23ページにお戻り願います。

22節償還金利子及び割引料は、令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金事業の額の確定に基づく返還の為の追加です。以上で説明を終わります。よろしくお願います。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に産業振興課長。

◎ 産業振興課長（南 一貴）

続きまして、産業振興課関係の補正予算の内容についてご説明を致します。議案の24ページ目をご覧ください。

6款農林水産業費、1項林業費、2目林業振興費に298万円を追加し、5,161万8千円とするものです。これは、13節使用料及び賃借料にヒグマの出没情報をインターネット通常で共有できるネットサービスひぐまっぷシステムの利用を予定しており、利用料として2万5千円を補正するものでございます。

続きまして、18節負担金補助及び交付金で現在有害駆除に係るハンターは町内で13名おりますが、新たに2名の方が新規で狩猟免許の取得を希望しており、ハンターの資格取得に係る費用の助成金として、66万円を追加するものです。また鳥獣被害防止対策活動助成金の2万5千円の減額につきましては、先程説明しましたひぐまっぷシステム利用料の予算

の組み替えによるものでございます。次に24節積立金に232万円を追加することにつきましては、昨年度の木質資源貯蔵施設の利益還元金が確定したことから木質バイオマス事業振興基金に積立てるものでございます。次に25ページ目をご覧ください。

7款商工費、1項商工費、2目商工振興費に300万円を追加し、1,666万6千円とするものです。これは18節負担金補助及び交付金で、第37回サマーカーニバル in 知内実行委員会に対する助成金として計上するものでございます。説明資料の15ページ目をご覧ください。こちらにつきましては、サマーカーニバルの概要を載せております。開催につきましては従前と同じく8月14日(月)で、会場におきましては、知内川河川敷特設会場及び知内川沿線特設会場において開催予定でございます。内容につきましては、町民向けのイベントとして歌謡ショーや打上花火、飲食物の提供を予定しております。議案に戻って頂きまして、議案の26ページ目をご覧ください。4目公園管理費に58万円を追加し、382万4千円とするものです。これは12節委託料に知内公園荒神黒松保護対策業務委託料として追加するものです。説明資料の16ページ目に保護対策に関する資料を載せておりますが、黒松の倒木防止の養生及び黒松横枝の丸太支柱が腐ってきている状況から、支柱の交換作業を行うものです。以上で産業振興課関係の説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に教育委員会事務局長。

◎ 教育委員会事務局長 (長谷川将之)

続きまして、教育委員会関係の補正予算についてご説明致します。27ページをお開き下さい。10款教育費、1項教育総務費、3目学校給食センター費に150万円を追加し、8,388万1千円とするものです。内容につきましては、10節需用費に修理費として60万円の追加です。これはボイラーの抽気ポンプが経年劣化により不具合がおきており、交換修理をするものです。また17節備品購入費に回転釜等購入費90万円の追加ですが、これは当初予算で450万円購入費を計上しておりましたが、資材等の高騰によりまして物品価格が当初見積りより2割程度値上がりしたもので、今回その不足分を補正するものです。

次に28ページです。2項小学校費、1目学校管理費に補正額はございませんが、内容は特別支援教育支援員の人件費の財源として電源立地地域対策交付金を充当しておりましたが、サマーカーニバル in 知内の開催に伴い一般財源との組替えを行うものです。

次に29ページです。3項中学校費、1目学校管理費に45万円を追加し、3,404万6千円とするものです。内容につきましては、13節使用料及び賃借料に生徒用PCのウイルス対策ソフト5万円の追加と17節備品購入費に学校管理備品40万円の追加です。これは現在使用しているネットワークハードディスクが経年劣化により不具合が生じており、破損の危険性がある為新しい物に更新するものです。

次に飛んで31ページをご覧ください。7項保健体育費、1目保健体育費に630万円を追加し、6,299万3千円とするものです。内容につきましては、14節工事請負費でパークゴルフ場の改修工事によるものです。説明につきましては、説明資料でご説明しますので説明資料の21ページをご覧ください。事業内容はグリーンの芝の張替えと共にアンジュレーションを変更してコースの延長なども行い、難易度を向上させるものです。改修場所は、サーモンコースの8ホールになります。改修内容はコース番号毎に記載のとおりですが、グリーンの改修につきましては、昨年度3ホールだけ試験的に改修しております。今シーズンそ

の改修されたグリーンの状況は良好なものでありましたので、今年度は残りの6ホールも同じ工法で改修工事を行うものです。コースの図面につきましては、記載のとおりです。赤い部分が改修箇所となります。以上で説明を終わります。よろしくお祈いします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に知内高校事務長。

◎ 知内高等学校事務長 (南 和敏)

高等学校関係の予算を説明させていただきます。議案の30ページをご覧ください。4項高等学校費、1目学校管理費に1,047万4千円を追加し、1億9,545万7千円とするものです。内容につきましては、8節旅費に人事異動に伴う、転入教職員6名の赴任旅費確定による7万4千円の追加、18節負担金補助及び交付金に令和5年度の知内高校海外見学旅行実施にあたり、海外研修助成金として1,040万円を追加するものです。海外研修助成の内容については、説明資料5番、教育委員会関係22ページでご説明致します。新型コロナウイルスが感染法上で5類に引き下げられた事から、様々な行動制限も緩和され、現段階で従前と変わらない形で海外見学旅行の実施が可能と判断できることから、実施に伴う助成を予算計上するものです。助成対象としては、知内高校の海外見学旅行を実施する団体、助成対象事業として海外見学旅行を実施する為に必要な旅費、経費でありまして、運賃、宿泊費、引率旅費の日当分が対象となります。尚、パスポートの発行手数料については自己負担としております。事業の内容については、対象人数は2学年生徒44名、引率教諭6名、合計50名、旅行先についてはシンガポール、日程については令和5年11月1日から16日の4泊6日を予定しております。助成額の額については対象事業費から修学旅行積立金を差引いた額が対象となりまして、生徒については一人あたり旅行代金32万円から旅行積立金として個人で積立した額13万円を差引いた19万円の44名分に、引率教諭の6名分の旅行代金並びに日当旅費を加えた経費1,040万円を見込んでおります。財源内訳については、記載のとおりとなっております。以上、高等学校関係の説明を終わらせて頂きます。よろしくお祈いします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

続いて歳入地方債の説明。

総務課長。

◎ 総務課長 (森永 茂)

それでは、歳入のご説明をしますので9ページをお開き下さい。10款1項1目地方交付税に2,383万7千円を追加し、18億9,632万1千円とするものです。これは只今ご説明しました歳出に対して追加補正するものです。

続きまして10ページです。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金に63万5千円を追加し、1億6,384万2千円とするものです。これは3節障害者等福祉費国庫負担金で歳出で説明しました障害者補装具給付費に対応した追加補正です。

続きまして11ページです。2項国庫補助金、3目民生費国庫補助金に277万円を追加し、674万6千円とするものです。これは5節児童福祉費国庫補助金で、歳出で説明しました子育て世帯生活支援特別給付事業に係る追加補正です。

続きまして12ページです。4目総務費国庫補助金に1,862万5千円を追加し、2,417万8千円とするものです。これは1節総務費国庫補助金で歳出で説明しました知内版

公共交通運行事業と住民税非課税世帯支援事業等に係る追加補正です。

続きまして13ページです。15款道支出金、道負担金、1目民生費道負担金に、31万7千円を追加し、1億274万7千円とするものです。これは4節障害者等福祉費道負担金で、歳出で説明しました障害者補装具給付費に対応した追加補正です。

続きまして14ページです。2項道補助金、2目民生費道補助金に9万9千円を追加し、1,177万3千円とするものです。これは14節北海道低所得世帯臨時特別給付金支給事業補助金で、歳出説明しました道の住民税均等割世帯支援事業に係る追加補正です。

続きまして15ページです。6目電源立地地域対策交付金から3千円を減額し、672万2千円とするものです。これは1節電源立地地域対策交付金で今年度の交付限度額確定に伴う減額補正です。

続きまして16ページです。18款繰入金、2項基金繰入金、1目積立金繰入金に1,040万円を追加し、4億680万円とするものです。これは1節教育振興基金繰入金で歳出で説明しました、知内高校海外見学旅行助成事業に係る追加補正です。

続きまして17ページです。20款諸収入5項1目雑入に268万円を追加し、2,812万4千円とするものです。これは1節雑入に知内版公共交通運行事業に対応した運賃収入と木質資源貯蔵施設の指定管理者利益還元納付金について追加補正するものです。

続きまして18ページです。21款1項町債、3目教育債に90万円を追加し、1億4,040万円とするものです。これは1節教育施設整備事業債に歳出で説明しました学校給食センター回転釜更新に対応した追加補正です。

続きまして8ページをお開き下さい。第2表、地方債の補正です。地方債の変更として、教育施設整備事業債の限度額を1億3,950万円から1億4,040万円に引き上げるもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりました。

ここで暫時休憩致します。

再開は10時50分と致します。

（ 休憩 午前10時35分）

（ 再開 午前10時50分）

◎ 議長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

議案の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は先例により歳出から款ごとに行います。

まず、2款総務費。

総務費ありませんか。

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

お伺いしたいと思います。今回説明資料を見ますと運行概要の部分で受付は電話又はLINEアプリということになっているんですけども、今の現状の部分では電話とアプリの比率はどれ位の形で受け付けているのかなと思いますが、その辺の比率分かりますか。

◎ 議 長（伊藤政博）

政策調整課長。

◎ 政策調整課長（三原知明）

ご説明いたします。現在は予約アプリは導入しておりませんので、電話だけの予約になっています。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

分かりました。これから携帯が10月から、うちの町が殆ど独自でやる形になると思うんですけども、LINEアプリという部分ですね、やはりデマンドバスを利用する方は高齢者の方が多いと思うんですけど、その辺についてお客さんに対するサービスですか、分かりやすい、そして予約しやすいシステムはどのような形になるのかなあと思うんですけども、どうですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

政策調整課長。

◎ 政策調整課長（三原知明）

ご説明します。10月から予約の形式を電話も可能ですし、スマホを持ってらっしゃる方はLINEアプリでも可能ですということで2本立てにしますので、なかなかスマホが不慣れな方だとか、所持されていない方については従前どおり電話で予約して頂ければというふうに考えています。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

説明資料の4ページですけども、やはり今うちの町でこういう大きな形で、高齢者の方への足のサービスを確保するとなると、やっぱり函バスさんの撤退ということになりますと、これから高齢者の利用する形の希望している方というのは、どのようなふうな住民サービスというか、そういう方々に対する町の説明っていうんですか、これからの交通形態というものはどのような形で説明して、そしてトラブルだとかそういうものはなるべく少ないような形でもっていくか、どのようなふうを考えているのかなと思いますが、どうですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

政策調整課長。

◎ 政策調整課長（三原知明）

ご説明致します。今利用されている方については慣れてらっしゃるので、予約についても対応して頂けると思うんですけど、まだ使った事のない方ですとか、当然予約もしたことの無い方に向けてですね、7月から各町内会での説明、乗車体験とか予約のやり方だとか、そういったことを順次きめ細かにやっていきたいというふうに思っております。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

確か西山町長さんが委員長やっていた時に栗山町でしたっけ、このデマンドバスに対する

視察に行った経緯があるんですけども、やっぱりその時も栗山町さんではやっぱり住民の方々に徹底する為に、出前で町内会のちょっとした催し事でも、何か集まった時には、町も行って、これからこういう形のデマンドバスの運行が始まりますよということで、かなり細かく細かく住民サービスの部分は徹底して予習している形でしたけれども、その辺についてうちの町ではもう少し回数を増やして徹底した形に持っていくようお願いしたいんですけど、どうですかね。

◎ 議 長（伊藤政博）

政策調整課長。

◎ 政策調整課長（三原知明）

ご説明します。先程申し上げたように町内会単位で実車も用意して乗車体験みたいなことは予めから何回かやっておりますし、かつてはカキニラまつり等のイベントの併せてあえて送迎をするだとか、そういった事もやってきておりますけれども、今回10月から函バスさんの運行体系が大きく変わりますので、そのあたりの説明も含めてきめ細かく、町内会単位でそういった説明を行っていきたいというふうに考えています。

◎ 議 長（伊藤政博）

暫時休憩します。

会議を再開します。

政策調整課長。

◎ 政策調整課長（三原知明）

追加でご説明させていただきます。予約については基本的に前日までに予約して頂くという形をとっておりますけれども、今回9月から運行事業者も新しい事業者をお願いするという形になります。それはこれから入札等の審査で決めていく段取りになりますけれども、そういった中で可能であれば当日の朝までの予約等についても協議をしていきたいと、新しい事業者とですね、そういうふうに考えております。

もう1点が、今交通系のICカードがデマンドバスの中で使える訳ですけども、電子マネーです。これが函バスさんが所有するシステムを使用しておりますので、函バスさんが事業者でなくなった際には、この電子マネーについては使用できなくなります。新しい電子マネーについても検討を重ねてきたんですが、なかなか費用の面などで、早急に導入するのは難しいというふうに判断しております。その代わりですね、回数券のような物を発行して、例えば11回綴りで、2千円ですとか、そういった物を発行して出来るだけお金のやり取りをやりやすくするような、仕組みの導入も併せて進めております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

課長の説明、大体分るんですけど、ただデマンドバスの部分で、今の現状のデマンドバス、マックスお客さんを利用するんでしたら10人でしたっけ。もしそういう形でデマンドバスの利用が10人以上になった場合ってことも想定はしているんですか。どうですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

政策調整課長。

◎ 政策調整課長（三原知明）

ご説明します。現在使用している車両は10名乗りです。現在もそうなんですけども、便によっては10名以上の予約を頂戴しています。その際は時間帯を調整して2便出す形を現在も取らせて頂いておりますので、当面予約があふれた際には、そういった対応を引き続き行っていきたいと考えております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

他に2款総務費ございませんか。

ないようですので、3款民生費。

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

知内の診療所の部分で、1施設10万円の補助ということですが、10万円の根拠はどのような形で算定したのかなと思うんですけども、どうですか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長 (高田正志)

ご説明致します。この10万円の根拠なんですけども、昨年度実施しました事業者支援の額、これも去年はですね、実績としては10万円の支給が9割位という事でありました。その10万円というのは去年の事業でいきますと、事業収入が100万円以上で10万円の支給ということでした、この医療施設につきましても、これに該当するという考えで10万円とさせて頂きました。

◎ 9 番 (谷口康之)

分りました。

◎ 議 長 (伊藤政博)

3款民生費、他にございませんか。

ないようありますので、次6款農林水産業費。

8番、木村君。

◎ 8 番 (木村 一)

議案書の24ページ、ひぐまっぷシステム利用料。先程の説明ではインターネットで情報を得るとかってどういう事なの

◎ 議 長 (伊藤政博)

産業振興課長。

◎ 産業振興課長 (南 一貴)

説明致します。このひぐまっぷシステムにつきまして、民間企業さんでインターネット上でですね、運営しているシステムでございまして、例えば町内でヒグマの出没情報が寄せられた際に、その出没に関する情報、日時、場所、個体数や糞の形跡等をですね、このシステムに入力する事によって一般の方もですね、そのシステムから画面上でクマのシンボルマークをクリックするとそこですね、出没した情報をですね、知ることが出来る環境システムとなっておりますので、今後うちの方で手続きしましたら、町民の方にも積極的に情報収集の際に活用して頂ければと考えております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

8番、木村君。

◎ 8 番 (木村 一)

ヒグマの出没状況を逐一報告して、その状況を収録しながら、それを普通の人が利用するということか。

◎ 議長 (伊藤政博)

関連して、3番、松井君。

◎ 3 番 (松井盛泰)

ちょっと関連してお尋ねしますけれども、まず基礎となるヒグマをどうやって把握するの。そこからちょっと教えてくれる。

◎ 議長 (伊藤政博)

産業振興課長。

◎ 産業振興課長 (南 一貴)

出没の情報につきましては、通常日常的に役場の方になんですけど町民から問い合わせを受けまして、それです、現地の確認等についてはハンターさん協力のもと通常行います。その調査をした結果の情報をですね、このシステムに基本的な情報を入力しますと知内町の全町の地図の上に表示されるんですよ、出没した場所について、そこを一般の方がインターネット上で操作した際に場所についての出没の内容を確認出来るシステムということになっております。

◎ 議長 (伊藤政博)

8番、木村君。

◎ 8 番 (木村 一)

出没状況なんだ、生息頭数ではなくて。1頭のヒグマが例えば、行動半径が5キロあると、1頭でそっち行ったり、こっち行ったり出没していれば、その1頭が、個体数は判別できないだべ。1頭で例えば、そっち行ったり、こっち行ったり出没状況が確認されていけば、いやいや知内さ、ヒグマが5頭も6頭も出没してるんでないかと思われる懸念もあるんでないか。その辺の判断はどういうふうにするの。

◎ 議長 (伊藤政博)

産業振興課長。

◎ 産業振興課長 (南 一貴)

すみません。個体数のあくまでも特定は出来ませんが、うちの方で情報をですね、得た内容をこの場所で例えば湯の里なら湯の里、農村公園でクマの出没の痕跡なり或いはクマを見たという情報を受けた内容をインターネット上で公表するといった仕組みのものでありますから、実際のところ個体数なり生態のところまではちょっと掴めるようなものとはなっておりません。あくまでもうちに情報を得た内容の目的のものです。

◎ 議長 (伊藤政博)

6款農林水産業費、他にございませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

今回の66万円の2名のハンターの助成ということなんですけども、先程の説明で今現在13名の方が登録されていると聞いたんですけども、2名の方の助成なんですけども、この分についてうちの町ではハンターの数としては、十分足りていると理解して良いのか、まだ

まだハンターの養成は必要だということでは理解して良いのか、その辺どうなんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（南 一貴）

今現在ですね、13名の方おられます。その中で毎年なんですけど各地区割当ての体制はですね、組める体制となっておりますが、年齢構成でいきますと、やはり80代の方が2名、70代の方が4名、60代の方が2名ということで13名の内半分くらいは、60歳以上だということでやはり何れはですね、年次の計画というのは明確にしていらないんですけど、やはり新たなハンターの人材確保というのも課題となっておりますので、そういった部分ではですね、今後内部でも、調整しながら検討を進める必要があるのかなということでは考えております。

◎ 議長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

今、聞きますとハンターも高齢化が進んでいるので、この先が心配だなということで、今そういう形で手を打ってくれることは大変助かるんですけども、ただうちの町の今の現状を見ますとですね、ヒグマの被害というかヒグマの出没ということは最近あんまり聞かないんですけども、今どのような現状になっているのか、どうなんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（南 一貴）

今年4月以降のですね、出没の情報についてなんですけど、直接的に民家の近くで出没寄せられて情報は、正直今のところ2件程度でございます。ただそれ以外にも例えば場所を申し上げますと、知内ダム周辺とかですね、民家からちょっと遠い場所での、出没なり或いは山間部におけるクマの出没した痕跡の情報等を頂いている状況があります。やはり民家に近い部分なり、人に害を生じるといった懸念される場合には必ず防災無線等の周知及びハンターさんの警戒体制などを敷いてですね、パトロールの運用も行っておりますので、その辺は常日頃うちの方もですね、情報を発信したいということで考えております。

◎ 9番（谷口康之）

分りました。

◎ 議長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3番（松井盛泰）

産業振興課長担当してから、あまりハンターの事詳しくないから、参考までにね、絶対数ハンター数が足りないよ、これ。高齢になったからって事じゃないですよ。今シカでもクマでも高齢者ほど捕ってる。若い人達そこまで行ってないんだよ。高齢者は何れ捕れなくなるから若い人達がどんどん入れてこいということで、今回また2人増えるんだよ。まだまだ我々やっていた時は47人いたんだよ。ハンター。今13名、わな持っている人入れたとしてもクマでもシカでも捕れないですよ。被害は今、里の方に下りて来てないけども、電木があつて下りてこれない。でも山に行ってみなさい。凄い被害ですよ。山に餌が無ければずんずん

下がってくる。クマなんて今、5月6月丁度繁殖期でこっかがみんな親から離されて、下に全部下がってきている。知内以外でいろんな事故があるでしょ。こういうことも含めてですね、クマの事はクマに任せないでもう少し勉強した方が良いでしょう。以上。

◎ 議 長 (伊藤政博)

6款農林水産業費ございませんか。

ないようですので、次7款商工費。

3番、松井君。

◎ 3 番 (松井盛泰)

商工で知内公園の黒松についてお尋ねしますが、知内公園の黒松の現場、多分皆さん方も行ってると思いますが、ようやく美林に手をつけて頂くようになった。むしろ遅いくらいですよ。支柱になっている木が殆ど腐って機能を果たしていない状態。それでこの黒松を保護するのは分かるけれども、後ろの木、雑木、スギだとかもう少し、間伐をして状況判断、状況をもう少し黒松の育生を出来るような形で周りを少し間伐した方が良くないかなというふうに思います。と同時に下の方の姥杉の大きな記念木、あれについても相当手を加えているけども、この頃ちょっと手薄になっている部分があるんですよね。せつかくの歴史ある由緒ある木ですからね、もう少し大事にして頂きたい。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

副町長。

◎ 副 町 長 (大野 樹)

私の方から説明させていただきます。今回手をかける訳ですけども、これもいろいろ森林組合の方とも協力関係がありまして、今回協力を頂くということになってます。今後についてもですね、雑木等についても森林組合と十分相談させて頂きたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

7款商工費他にございませんか。

ないようでありますので、10款教育費。

他に歳出全般で質疑ございませんか。

3番、松井君。

◎ 3 番 (松井盛泰)

教育費で今回海外研修ということで出てたんですが、ちょっと気になるところで、パスポートは生徒さんは個人負担ですか。と同時に教師の方は公費でパスポート取るんですか。それとも個人負担なんですか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

高校事務長。

◎ 知内高等学校事務長 (南 和敏)

ご説明します。パスポートの件に関しては、以前始まった当初の時にはパスポートの分は助成しておりました。ただ見学旅行をやる中でパスポートについては、5年更新、10年更新で見学旅行以外でも使う部分がありますので、そちらについては個人負担でということに変更しております。勿論先生方についても、個人の物ということで自己負担でやって頂いているということで進めております。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

3番、松井君。

◎ 3 番 (松井盛泰)

ちょっと聞き取れないけれども、生徒は個人負担で教師は公費で取るということ。そういうことで良いの。あまりややこしいこと言わなくても、ただそれだけで良い。

◎ 議 長 (伊藤政博)

高校事務長。

◎ 知内高等学校事務長 (南 和敏)

教師についても個人で取って頂くということです。

◎ 議 長 (伊藤政博)

3番、松井君。

◎ 3 番 (松井盛泰)

修学旅行は教務の一貫としてやるわけですよね。先生もそうですね。何故公費でみることでできない。それと修学旅行に行く生徒は全体の生徒の何%行くんですか。全員ということではないんでしょ。

◎ 議 長 (伊藤政博)

高校事務長。

◎ 知内高等学校事務長 (南 和敏)

まず最初にパスポート方の関係です。パスポートは身分証明書の方になるので、運転免許証と同じになるので、そちらについては個人で取って頂いて今後これ以外にも使って頂くということになると思いますので、その辺は先生方の方に説明をしております。個人で10年後に修学旅行以外に旅行をする予定でいる方も、その場合は10年のパスポート。生徒についても5年後、10年後今後予定している方についてはそれに応じて個人で取って頂くということで考えております。

参加の関係です。過去の3回程やっているんですけども、当然欠席する方、家庭の事情、体調の事情で行けない生徒はいますけども、ほぼ参加頂いております。今回についても実施にあたって5月に父母説明会、生徒の説明会を開催しております。その中でも行かないという意見はもらっていないので、今のところほぼ全員の参加が見込まれていると思います。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

他に質疑ございませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

パークゴルフ場の改修の部分でちょっとお聞きしたいんですけども、パークゴルフ場は土現さんから借りて作ってるコースなんですけども、この辺今回630万円ですか、かけてやるんですけども、土現さんとは当然許可を取ってると思うんですけども、ただやはりうちの町の実態を考えますとですね、やはり大水が出た時の分では、全部冠水してしまって、630万円かけてこういうふうにした場合でもこれからの台風シーズンになった場合、それが全部パーになってしまうのかなと、ちょっと心配なんですけども、その辺についてどういう風な形でやっていくのか、もしあるようでしたらお知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

教育委員会事務局長。

◎ 教育委員会事務局長（長谷川将之）

ご説明致します。河川敷地内なので過度な盛土ですとか、切土ですとか、そういったことを行うと土現さんの方のそういったものに引っかかるということは土現さんから聞いております。そこを基準にあたらぬ程度のグリーンのアングレーション、コースの延長については平坦なものなので、それは基準の中で収まるということで確認しております。あと台風シーズンになって水が上がるっていうのは年によってはありますけれども、そういった場合でもほんとに大規模な水が上がって何日も続くような事じゃ無い限りですね、すぐ引けば芝の方はそのままの養生しているような感じで確認しておりますので、今後これを今改修しまして、また、長年この状態で維持出来ると思っておりますので、この工事で進めさせていただきます。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

分かりました。ただ前にも議論あったんですけども、橋の下の所でしたっけ、トイレですか、これは、同じような形で設置して同じような形で使えると理解してよろしいですか。

◎ 議長（伊藤政博）

事務局長。

◎ 教育委員会事務局長（長谷川将之）

あちらについてもですね、土現さんにお話をしておいて頂いております。このままトイレもそのまま使ってパーク利用者に使って頂くということでそのまま維持します。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

暫時休憩します。

休憩を取り消します。

他に質疑ございませんか。

5番、山田君。

◎ 5番（山田顕人）

関連してパークゴルフ場の関係なんですけども、昨年3ホールやられていると、今年は6ホールなんですけども、時期的にいつ頃施工されるのかっていうのがちょっと心配なんですよね。利用者の方達もいますので、その辺りちょっとお聞きします。

◎ 議長（伊藤政博）

事務局長。

◎ 教育委員会事務局長（長谷川将之）

今回補正が確定しましたら今後入札を致しまして、シーズン11月いっぱい迄コースの方はシーズンなんですけども、10月末くらいから施工の方に入らせて頂くかというところです。

◎ 議長（伊藤政博）

5番、山田君。

◎ 5番（山田顕人）

サーモンコースの方で、もう1ホールの方は恐らく11月いっぱい位までは使えるのかな

と思います。使えなくなるひと月くらい使えなくなるんでしょうけども、その辺り町民の皆さんに周知十分にしていればと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

他にございませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

知内高校の海外見学の部分でお伺いしたいんですけども、今回も旅行先がシンガポールということだったんですけども、教育長、学校の方でもシンガポール以外はいろんな形で検討した経緯はあるんですか。もしあったらお知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（堂下則昭）

お答えします。海外見学旅行を始めて今年で8年くらいになるんだろうと思うんですけども、情勢不安やコロナなどで今まで実施出来たのは3年間だけです。そしていろいろな場所を当時検討しました結果、治安などの事も考えたり、或いは英語圏であるということも考えて、取りあえずはシンガポールのまを継続しようというふうに今考えています。あと他の高校ではオーストラリアとかカナダというようなどころに行っている海外研修なんかでいっているところもあるんですけども、そうなってくるともっとも高額になるというような事もありまして、今のところシンガポールを継続しているというふうに考えています。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

今の部分では大体分るんですけども、やはり私も何回も教育長に言ったんですけども、これがうちの町の高校の生徒募集の最大に大きい部分なのかなと思いますけども、これからですね、シンガポールもそうでしょうけども、もっと金額はかかるっていうのかもしれないけども、いろんな形でもう少し広範囲な部分を検討してもらいたいと思いますけども、もしあるようでしたらお知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（堂下則昭）

生徒の実費負担というのが、道立高校等に併せてますので、大体13万円位が上限になると思います。それでももっとも増やすとなると、先程事務長が話したように全員参加を原則としていますので、そうなってくると経済的な部分ということも考えてシンガポールになってますけれども、そういう意味では町からの補助がもう少し大丈夫だよということであれば、選択肢がこれからも増えることは可能であるとは思いますが、今のところそこまでの検討には至っていない状況です。ただコロナ禍が終わってまた金額等が少し落ち着いてくるような状況にはなってくると思うんですけども、これからいろんな選択肢もあるとすれば高校と話をしながら、生徒に魅力ある見学旅行を体験させたいというふうには思っております。以上です。

◎ 9 番（谷口康之）

よろしくお願ひします。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に歳出全般で質疑ございませんか。

ないようでありますので歳出の質疑を終わりました、次に歳入一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

次に地方債の補正について、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、質疑全体をこれで終わります。

次に討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第2号 令和5年度知内町水道事業会計補正予算（第1号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第10、議案第2号、『令和5年度知内町水道事業会計補正予算（第1号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（澤田浩一）

次に水道事業会計の補正予算についてご説明致します。32ページをご覧ください。

議案第2号。令和5年度知内町水道事業会計補正予算（第1号）について。

第1条、総則、令和5年度知内町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出です。令和5年度知内町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出予定額を次のとおり補正する。

支出になります。1款収益的支出、1項営業費用に60万円を追加し、1億5,305万3千円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出です。令和5年度知内町水道事業会計予算第4条本文括弧書中の「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,254万6千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額367万7千円、減債積立金1,356万5千円、過年度損益勘定留保資金2,530万4千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,944万6千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額431万円、減

債積立金 1, 356万5千円、過年度損益勘定留保資金 3, 157万1千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次の通り補正する。

収入になります。1款資本的収入、3項補償金に1, 760万円を追加し、2, 906万9千円とするものであります。

支出になります。1款資本的支出、1項建設改良費に2, 450万円を追加し、7, 851万5千円とするものであります。33ページをお開き下さい。

令和5年度知内町水道事業会計予算実施計画内訳書になります。

はじめに収益的支出からご説明致します。1款水道事業費用、1項営業費用、2目総係費、9節印刷製本費に60万円を追加し、1億5, 305万3千円とするものです。内容と致しましては今年10月から導入されますインボイス制度のより登録者番号や税率、税額を検針票や納入通知書への記載が義務づけられることにより、新しい用紙等の印刷製本費として60万円を追加するものであります。

次に資本的収入です。1款資本的収入、3項補償金、1目移設補償金、1節移設補償金に1, 760万円を追加し、2, 906万9千円とするものです。これは北海道による中の川河川改修工事に伴う中の川港橋仮設水道管布設工事の補償金になります。

次に資本的支出です。1款資本的支出、1項建設改良費、2目配水設備改良費、7節工事請負費に2, 450万円を追加し、7, 851万5千円とするものです。これは先程ご説明致しました中の川港橋仮設水道管布設工事費に1, 760万円とケーラ沢橋水道添架管布設工事に690万円を追加するものです。これはケーラ沢橋に添架してある配水管が今年1月下旬の寒波が続いた際に凍結をして損傷した部分の配水管の修繕に伴う工事費になります。

尚、説明資料18ページに位置図を載せてありますので、後程ご参照願います。以上で説明を終わらせて頂きます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

収入支出一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議 長 (伊藤政博)

ここで先程ちょっと議長が失念してまして、先程の町長の行政報告で一部訂正したい旨の申し出がありましたので、それを許します。

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

先程、広域廃棄物処理広域連合の動向について、選挙第1号と選挙第2号でそれぞれ議長、副議長が選出されたところなんですけども、これを原案どおり可決という言葉で表示しました。これを原案可決ではなく、当選ということに改めて頂きたいと思います。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

行政報告についての訂正がございました。

● 議案第3号 令和5年度知内町下水道事業会計補正予算（第1号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第11、議案第3号、『令和5年度知内町下水道事業会計補正予算（第1号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（澤田浩一）

次に下水道事業会計の補正予算についてご説明致します。34ページをご覧ください。

議案第3号。令和5年度知内町下水道事業会計補正予算（第1号）について。

第1条、総則、令和5年度知内町下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

次に第3条と記載をしてありますが、第2条の記載ミスでありました。大変申し訳ございませんでした。第2条に訂正をお願い致します。

第2条、資本的収入及び支出です。令和5年度知内町下水道事業会計予算第4条本文括弧書中の「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,858万1千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額257万3千円、過年度損益勘定留保資金5,245万9千円、繰越利益剰余金処分量1,354万9千円を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,533万1千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額320万1千円、過年度損益勘定留保資金5,245万9千円、繰越利益剰余金処分量967万1千円」に改め資本的収入及び支出の予定額を次の通り補正する。

収入になります。1款資本的収入、1項企業債に670万円、2項他会計補助金に345万円を追加し、4,065万円とするものであります。

支出になります。1款資本的支出、1項建設改良費に690万円を追加し1億598万1千円とするものであります。

第3条、企業債です。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおり定める。起債の目的、下水道事業債、限度額1,710万円、公営企業会計適用債限度額330万円、合計2,040万円です。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

続きまして35ページをお開き下さい。令和5年度知内町下水道事業会計予算実施計画内

訳書になります。

資本的収入です。1款資本的収入、1項1目企業債、1節建設改良債に670万円を追加、2項他会計補助金、1目国庫補助金、1節国庫補助金に345万円を追加し、4,065万円とするものです。これはマンホールポンプ所更新工事において主たる機器であるポンプと制御盤の資機材及び人件費の高騰による単価上昇が主な要因で下水道事業債340万円、社会資本整備総合交付金345万円を追加します。また同じく1節建設改良債には公営企業会計適用支援業務による公営企業会計適用債として330万円を追加します。

次に資本的支出です。1款資本的支出、1項建設改良費、2目マンホールポンプ費建設改良費、7節工事請負費に690万円を追加し、1億598万1千円とするものです。これは先程ご説明致しましたマンホールポンプ所更新工事による追加となります。

尚、説明資料19ページに位置図を載せてありますので、後程ご参照願います。以上で説明を終わらせて頂きます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

収入支出一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第4号 知内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第12、議案第4号、『知内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（高田正志）

それでは、議案の36ページをご覧ください。

議案第4号、知内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

知内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す

る条例を次のように定める。この条例につきましては、説明資料で説明しますので9ページをご覧ください。概要につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令により、知内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正をするものです。改正内容としましては、放課後児童支援員の資格に関する経過措置の延長にかかる関係条文の改正です。施行期日は交付の日となります。

尚、議案に新旧対照表を載せておりますのでご参照下さい。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

歳出の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

説明資料の9ページ、改正内容の部分でですね、課長、放課後児童支援員の資格ってなっているんですけども、どのような資格を有することになるのか、もしあったらお知らせりたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（高田正志）

ご説明致します。学童で働く支援員につきましては、都道府県知事の実施する研修を受けなければならないということになっております。その資格でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

ということは、変な話、国家資格だとかそういう形のものでなくて、認可する形の資格ということでもよろしいですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（高田正志）

ご説明致します。認可と言いますか、北海道が実施する学童の支援をする為の研修を行いますので、そこに参加してもらって終了すれば、それが資格を充たしたということになります。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

ということは、研修を受けていればその研修の資格で良いと言うことなんですけども、そういう対象する先生方には年1回なのか、それとも何年かに1回ずつ研修を受けてもらうという形になるんですか。どうなんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（高田正志）

1度受けて頂くと良いということになっています。

◎ 9 番 (谷口康之)

分りました。

◎ 議 長 (伊藤政博)

他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第5号 知内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第13、議案第5号、『知内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長 (高田正志)

議案の37ページをご覧ください。

議案第5号、知内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

知内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。この条例につきましても、説明資料で説明しますので10ページをご覧ください。概要につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が令和5年4月1日施行されたことに伴い、知内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正をするものです。改正内容としましては、児童福祉法の一部改正に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する所管が厚生労働省から内閣府に変更となることによる関係条文について改正するものです。施行期日は公布の日とし、令和5年4月1日から適用します。

尚、議案に新旧対照表を載せておりますのでご参照下さい。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第6号 知内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第14、議案第6号、『知内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長(高田正志)

議案の38ページをご覧ください。

議案第6号、知内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

知内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正する条例を次のように定める。

この条例につきましては、説明資料で説明しますので、11ページをご覧ください。概要につきましては、子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が、令和5年4月1日施行されたことに伴い、知内町特定教育・保育移設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正をするものです。改正内容としましては、学校教育法及び児童福祉法並びに子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、引用条項に変更が生じることによる関係条文の改正です。施行期日は公布の日とし、令和5年4月1日から適用します。

尚、議案に新旧対照表を載せておりますので、ご参照下さい。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎ 議長(伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第7号 知内町子ども・子育て会議条例の一部改正について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第15、議案第7号、『知内町子ども・子育て会議条例の一部改正について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（高田正志）

議案の47ページをご覧ください。

議案第7号、知内町子ども・子育て会議条例の一部改正について。

知内町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

この条例につきましては、説明資料で説明しますので、12ページをご覧ください。概要につきましては、子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が、令和5年4月1日施行された事に伴い、知内町子ども・子育て会議条例の改正をするものです。改正内容としましては、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、引用規定の条ずれが生じることによる関係条文の改正です。施行期日は公布の日とし、令和5年4月1日から適用します。

尚、議案に新旧対照表を載せておりますので、ご参照下さい。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第8号 知内町介護保険条例の一部改正について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第16、議案第8号、『知内町介護保険条例の一部改正について』を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（高田正志）

議案の48ページをご覧ください。

議案第8号、知内町介護保険条例の一部改正について。

知内町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

この条例につきましては、説明資料で説明しますので13ページをご覧ください。概要につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置に関し、厚生労働省より令和4年度における取扱いについての事務連絡、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料の減免措置に対する財政支援の取扱いについてが発出された事に伴い、知内町介護保険条例の一部を改正するものです。内容としましては、減免対象の期間をそれまでの令和5年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料というものから、令和5年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料及び令和4年度の保険料のうち、令和5年4月1日以降に納期限が設定されている保険料に改める改正です。施行期日は公布の日とし、令和5年4月1日から適用します。

尚、議案に新旧対照表を載せておりますので、ご参照下さい。以上で説明を終わります。
よろしく申し上げます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第9号 知内高校体育館外部改修工事請負契約の締結について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第17、議案第9号、『知内高校体育館外部改修工事請負契約の締結について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

知内高校事務長。

◎ 知内高等学校事務長（南 和敏）

議案の49ページをご覧ください。

議案第9号、知内高校体育館外部改修工事請負契約の締結について。

知内町工事請負条例第2条第2項の規定に基づき、指名競争入札に付した知内高校体育館外部改修工事について、下記のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

記、1、契約の目的、知内高校体育館外部改修工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、金5,522万円。内消費税502万円。4、契約相手方、函館市田家町15番12号、齊藤建設株式会社、代表取締役齊藤大介。5、工期、契約の日から令和5年12月29日まで。

説明資料5番、教育委員会関係23ページをご覧ください。知内高校体育館外部改修工事請負契約の説明資料です。工事名、知内高校体育館外部改修工事。工事概要、外壁塗装1,191m²。屋根塗装465m²。入札月日、令和5年6月12日。仮契約金額、仮契約相手、指名業者については、記載のとおりとなっております。以上です。よろしく申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第10号 知内高校電灯照明LED化工事請負契約の締結について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第18、議案第10号、『知内高校電灯照明LED化工事請負契約の締結について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

知内高校事務長。

◎ 知内高等学校事務長（南 和敏）

議案の50ページをご覧ください。

議案第10号、知内高校電灯照明LED化工事請負契約の締結について。

知内町工事請負条例第2条第2項の規定に基づき、指名競争入札に付した知内高校電灯照明LED化工事について、下記のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

記、1、契約の目的、知内高校電灯照明LED化工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、金5,863万円。内消費税533万円。4、契約相手方、北弘電・繁田特定建設工事共同企業体、代表、株式会社北弘電社函館支社、副支社長、本間和尋。5、工期、契約の日から令和6年1月31日まで。

説明資料ナンバー5、教育委員会関係24ページをご覧ください。知内高校電灯照明LED化工事請負契約の説明資料です。工事名、知内高校電灯照明LED化工事。工事概要、LED照明器具779台。入札月日、令和5年6月12日。仮契約金額、仮契約相手、指名業者等については、記載のとおりとなっております。以上です。よろしくお願ひします。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

確認の為お聞きしたいんですけども、今回のLED照明器具779台になっているんですけども、これは高校全部の物を対象にしているということによろしいのでしょうか。それとも外の野球場も含めての分なのか、もしあったらお知らせ願ひたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

知内高校事務長。

◎ 知内高等学校事務長（南 和敏）

ご説明します。LED照明器具779台は、校舎、野球場の方の部分、街灯の分も含んで全部で779台となっております。以上です。

◎ 9番（谷口康之）

分りました。

◎ 議長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議長（伊藤政博）

ここで、昼食のため暫時休憩致します。

再開は、午後1時と致します。

(休憩 午前11時55分)

(再開 午後13時00分)

◎ 議 長 (伊藤政博)

休憩を取り消し、会議を再開致します。

● 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第19、同意第1号から日程第30、同意第12号までの12件については、『農業委員会委員の任命について』同意を求める件であり、一括議題と致します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

農業委員会委員の任命についてであります。知内町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により同意を求めるものであります。

この度同意をお願いする同意第1号から第12号の農業委員会委員の任命については現委員12名の任期が7月19日で満了となることから、推薦、公募を実施した結果、推薦8名本人応募が4名となり計12名で定数と同数となりました。

同意第1号は、知内町上雷、宮下進也氏、団体推薦で新任であります。

同意第2号は、知内町重内、大嶋貢氏、団体推薦で再任であります。

同意第3号は、知内町上雷、松崎三喜彦氏、団体推薦で新任です。

同意第4号は、知内町重内、帰山祐子氏、本人応募で再任であります。

同意第5号は、知内町重内、木本勉氏、団体推薦で再任であります。

同意第6号は、知内町元町、手塚恵一氏、本人応募で再任であります。

同意第7号は、知内町元町、脇本昌樹氏、団体推薦で再任であります。

同意第8号は、知内町森越、吉田成三氏、本人応募で再任であります。

同意第9号は、知内町重内、南茂敏氏、団体推薦で再任であります。

同意第10号は、知内町中の川、石本美枝子氏、団体推薦で再任であります。

同意第11号は、知内町重内、城地純子氏、団体推薦で再任であります。

同意第12号は、知内町森越、小西勝則氏、本人応募で再任であります。

以上12名の同意を求めるもので任期は3年間となります。ご同意頂きますようよろしくお願いを申し上げます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、12案件の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、採決を行います。

1 2 案件個別に採決致します。

これから同意第1号、農業委員会委員の任命について同意を求める件、宮下進也氏の任命についてお諮りします。

本案について、同意することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

次に同意第2号、農業委員会委員の任命について同意を求める件、大嶋貢氏の任命についてお諮りします。

本案について、同意することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

次に同意第3号、農業委員会委員の任命について同意を求める件、松崎三喜彦氏の任命についてお諮りします。

本案について、同意することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

次に同意第4号、農業委員会委員の任命について同意を求める件、帰山祐子氏の任命についてお諮りします。

本案について、同意することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

次に同意第5号、農業委員会委員の任命について同意を求める件、木本勉氏の任命についてお諮りします。

本案について、同意することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

次に同意第6号、農業委員会委員の任命について同意を求める件、手塚恵一氏の任命についてお諮りします。

本案について、同意することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

次に同意第7号、農業委員会委員の任命について同意を求める件、脇本昌樹氏の任命についてお諮りします。

本案について、同意することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

次に同意第8号、農業委員会委員の任命について同意を求める件、吉田成三氏の任命についてお諮りします。

本案について、同意することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

次に同意第9号、農業委員会委員の任命について同意を求める件、南茂敏氏の任命についてお諮りします。

本案について、同意することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

次に同意第10号、農業委員会委員の任命について同意を求める件、石本美枝子氏の任命についてお諮りします。

本案について、同意することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

次に同意第11号、農業委員会委員の任命について同意を求める件、城地純子氏の任命についてお諮りします。

本案について、同意することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

次に同意第12号、農業委員会委員の任命について同意を求める件、小西勝則氏の任命についてお諮りします。

本案について、同意することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

● 意見書案第1号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第31、意見書案第1号、『日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、吉田峰一君。

◎ 6番(吉田峰一)

意見書案第1号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和5年6月20日提出。提出議員、吉田峰一。賛成議員、笠松、松井、城地、山田、五十

嵐、木村、谷口。以上の議員でございます。

日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書。

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。同年9月20日には同条約への参加・調印・批准が開始され、2021年1月22日に発効しました。現在92か国が署名し、68か国が批准しています。

核兵器禁止条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押ししました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止しています。条約は、被爆者や核実験被害者への援助をおこなう責任も明記しています。

核兵器禁止条約は、被爆者ととともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

この核兵器禁止条約の規範力を強化し、核兵器の使用を防ぐことがつよく求められています。

2022年2月24日、ロシアのプーチン大統領は、ウクライナへの軍事侵略に合わせて、「ロシアは世界で最も強力な核保有国の一つだ。わが国を攻撃すれば壊滅し、悲惨な結果になる」と核兵器による威嚇をおこないました。その後も繰り返し核使用の脅迫をおこないながら侵略を続けています。これは、核兵器の使用・威嚇を禁じた核兵器禁止条約に明確に違反するものです。

いまこそ広島、長崎の原爆被害を体験した日本の政府は、核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立たねばなりません。その証として、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月20日提出。北海道上磯郡知内町議会議員、伊藤政博。

提出先、内閣総理大臣、外務大臣。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く出席議員全員であります。

よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上1件の意見書案について、提出先に送付の上、要望事項の実現を図りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案はそのように取り扱うことに決定しました。

● 議長発議 議長閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第32、議長発議、『議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について』を議題とします。

お諮りします。議会を代表して、正副議長並びに議員が出席または派遣を要する諸行事・慶弔・諸会議・研修・要望等のため出席することについて、予め議会の承認を得たいと思います。

このことを承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議会閉会中に議会を代表して出席または派遣を要する正副議長並びに議員の出張について、承認することに決定しました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度、議長において指名することにしたと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認め、その都度、議長において指名することに決定しました。

● 閉会宣言

◎ 議 長（伊藤政博）

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和5年第2回知内町議会定例会を閉会します。

どうもご苦勞様でした。

（ 閉会 午後1時13分 ）